

小 選 発 第 9 8 号

令和元年12月13日

みんなの市長をつくる会こがねい 様

小金井市選挙管理委員会

委員長 市間 博



確認団体ポスター及びチラシのQRコード問題について（回答）

日頃より選挙についてご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

QRコードの運用について小金井市選挙管理委員会の認識が総務省と異っていた件に係る、令和元年12月3日付ご依頼の標記の件につきまして下記のとおり回答します。

記

1 経過について

小金井市長選挙立候補予定者説明会を令和元年10月18日（金）に開催し、12月1日（日）告示日に立候補届出受付が滞りなく進めるため事前審査を11月7日（木）から行いました。

森戸洋子候補者の事前審査については、第1回目11月28日（木）午前、第2回目11月30日（土）午後に審査を行いました。

11月28日（木）の第1回目の事前審査では、主に届出関係書類の審査を行いました。

11月30日（土）の第2回目の事前審査では、選挙運動用ビラ届出書、同ビラ、選挙事務運動員等届出書、音声版選挙公報原稿、政治活動用ビラ届出書、同ビラ、政治活動用ポスターの審査を行いました。

この事前審査で、確認団体のビラ及びポスターにQRコードがあるのでQRコードを読み取って表示されるURLの先に表示されるウェブサイトには氏名及び氏名類推事項が表示されていると、その内容が、当該ビラに記載されているものとなっています。と説明したところ、接続先には氏名の表示があるとのことでした。

結果、ポスターのQRコードには上から証紙を貼り、ビラについては、塗りつぶ

して読めなくする対応を行うとの申し出がありました。

その後、陣営の方から電話がありQRコードを読み取って表示されるURLに氏名の表記がなければよいのではないかと問われたので、このことについて東京都選挙管理委員会に連絡したところ、小金井市の認識と同様であったことから、QRコードを読み取って表示されるURLの先に表示されるウェブサイトに氏名及び氏名類推事項が表示されていると、その内容が当該ビラに記載されているものとするという認識を伝えました。

12月1日（日）午後に陣営の方が資料を持参し来庁され、QRコードを読み取って表示されるURLに氏名の表記がなければよいのではないかと問われました。

このことから、東京都選挙管理委員会に連絡したところ、小金井市選挙管理委員会の認識と同様であったことから、夕方、QRコードを読み取って表示されるURLの先に表示されるウェブサイトに氏名及び氏名類推事項が表示されていると、その内容が、当該ビラに記載されているものとするという認識である旨を伝えたところ、弁護士に相談して、12月2日（月）に連絡するとのことでした。

12月2日（月）午前、陣営の弁護士の方から電話があり、小金井市選挙管理委員会の確認団体のビラのQRコードの認識について尋ねられ、確認団体のビラのQRコードを読み取って表示されるURLの先に表示されるウェブサイトに氏名及び氏名類推事項が表示されていると、その内容が、当該ビラに記載されているものとするという認識を伝えました。

同日午後、東京都選挙管理委員会から電話があり、総務省に確認したところQRコードを読み取って表示されるURLに氏名及び氏名類推事項の表記がなければ、その接続先のウェブサイトに候補者の氏名及び氏名類推事項が表示されていてもよいとのことでしたので、夕方、陣営の方に東京都選挙管理委員会が総務省に確認した結果を踏まえ小金井市選挙管理委員会の見解を改めることとし、QRコードを読み取って表示されるURLに氏名の表記がなければよいことを伝えました。

2 助言の根拠について

確認団体のビラ、ポスターの届出については、公職選挙法第201条の9においてポスターの掲示、ビラの頒布が定められております。また、同条第2項にて準用する第201条の6第2項において氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することができない。また、QRコードについては、同法第271条の6第1項において読み取ることにより映像面に表示されるものは、当該文書

図画に記載され又は表示されているものとする。と記載されています。このことから、公職選挙法に抵触するおそれがあるので、助言をしたものです。

3 市長並びに選挙管理委員長連名での回答について

今回の確認団体のQRコードに係る事務執行については、地方自治法による行政委員会である小金井市選挙管理委員会の事務となりますので、小金井市選挙管理委員会委員長名で回答いたします。